

キャッシュカードの「振込限度額」および「お申出により変更可能な振込限度額上限」の変更について

いつもお引立て賜り、誠にありがとうございます。

「振り込め詐欺」等による被害が多発し、大きな社会問題になっております現状を踏まえ、このたび、お客さまの大切なご預金を保護するため、キャッシュカードの「振込限度額」および「お申出により変更可能な振込限度額上限」につきまして、下記のとおり変更させていただきます。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 変更日

平成25年 4月 1日 (月)

2. 変更内容

	振込限度額 (カード作成時の設定)		お申出により変更 可能な振込限度額上限	
	変更前	変更後	変更前	変更後
生体認証によるお取引	500万円	<u>100万円</u>	500万円	500万円
I C 認証によるお取引	500万円	<u>100万円</u>	500万円	<u>200万円</u>
磁気認証によるお取引	500万円	<u>100万円</u>	500万円	<u>200万円</u>

※変更日以前に振込限度額の変更をお届けいただいている場合、変更日以降も継続してご指定の振込限度額をご利用いただけますが、必要額のご確認をお願いいたします。

(例1) 振込限度額を変更されていない(カード作成時の設定)口座

(変更前)		(変更後)	
生体認証によるお取引	500万円	→	100万円
I C 認証によるお取引	500万円	→	100万円
磁気認証によるお取引	500万円	→	100万円

(例2) 磁気認証のみ振込限度額を変更されている口座

(変更前)		(変更後)	
生体認証によるお取引	500万円	→	100万円
I C 認証によるお取引	500万円	→	100万円
磁気認証によるお取引	300万円	→	300万円

(例3) 全ての認証方法で振込限度額を変更されている口座

(変更前)		(変更後)	
生体認証によるお取引	300万円	→	300万円
I C 認証によるお取引	300万円	→	300万円
磁気認証によるお取引	200万円	→	200万円

3. 振込限度額の変更について

振込限度額はお客さまの必要に応じて、「お申出により変更可能な振込限度額上限」の範囲で変更いただけます。

お取引店窓口へ、次の【振込限度額の変更にあたりお持ちいただくもの】をご持参のうえ、お申出ください。

また、変更日以前にお申出いただいた場合は、変更日以降も継続してご指定の限度額をご利用いただけます。

【振込限度額の変更にあたりお持ちいただくもの】

- (1) お申込口座のお届印
- (2) ご本人さまを確認できる書類(公的証明書原本)
- (3) 該当口座のお通帳およびキャッシュカード

4. ご留意事項

キャッシュカードの振込限度額を変更されていない場合、変更日以降、1日の振込限度額が500万円から100万円に減額となります。

変更日以降も引続き100万円を超えるカード振込を希望される場合、振込限度額を変更する必要があるため、お取引店へその旨お申し出ください。

5. その他

- (1) 支払(現金)限度額については、変更ありません。
- (2) 本件についてご不明な点がございましたら、お取引店にお問合せください。
- (3) お取引店とは、キャッシュカード発行の預金口座開設店をいいます。
- (4) 他行ATMでのカード取引による限度額(1日あたりカード出金・振込合計で50万円)については、変更ありません。

以上